

山梨県交通政策会議 設置要綱

(設置)

第1条 山梨県の総合的な交通体系の整備と、公共交通の維持・活性化を推進し、県民生活の安定向上に資するため、山梨県交通政策会議（以下「交通政策会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通政策会議は、次の事項について調査、研究及び協議する。

- (1) 基本的かつ総合的な交通政策に関する事項
- (2) 交通体系整備と公共交通維持・活性化のための情報収集、関係機関・団体との連絡調整等に関する事項
- (3) 公共交通の利用促進に関する事項
- (4) 交通政策に係る県の計画に関する事項
- (5) その他、交通体系整備及び公共交通維持・活性化に必要な事項

(組織)

第3条 交通政策会議は、委員30名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、行政機関、事業者及び利用者のうちから、知事が委嘱し、または任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 交通政策会議に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。
- 3 会長は、交通政策会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通政策会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 必要に応じて、関係機関、関係団体、公共輸送機関の利用者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 交通政策会議は、第2条に規定する事項の一部に係る調査及び研究をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に所属すべき委員については、会長が指名する。
- 3 所属する委員の互選により、部会に座長1人、副座長1人を置く。

4 専門部会には、必要に応じて、委員以外の学識経験者など関係者を所属させることができる。

(庶務)

第7条 交通政策会議の庶務は、山梨県県民生活部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、交通政策会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和58年 5月25日から適用する。

この要綱は、昭和60年 8月29日から適用する。

この要綱は、昭和62年 7月 7日から適用する。

この要綱は、平成 4年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成 5年 6月25日から適用する。

この要綱は、平成 6年 6月 1日から適用する。

この要綱は、平成 7年 5月25日から適用する。

この要綱は、平成 9年 9月 9日から適用する。

この要綱は、平成12年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成19年12月26日から適用する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成24年 7月 20日から適用する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から適用する。